

平成 3 0 年 1 2 月 総会議事録

日 時 平成 30 年 12 月 21 日 (金)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 平成 30 年 12 月 21 日（金）
午前 9 時 35 分開会 午前 10 時 50 分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東 85 会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 67 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 68 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 69 号 農用地利用集積計画について
 - 議案第 70 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
 - 議案第 71 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第 72 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - 議案第 73 号 農用地利用配分計画案について（農地中間管理事業関係）
 - (2) 報告
 - 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
 - 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
（事務局長専決）
 - 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
（事務局長専決）
 - 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 - 報告第 5 号 現況証明について
 - 報告第 6 号 農地基本台帳の登載について
- 4 「人・農地プラン」の更新について
- 5 その他
連絡事項

6 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 伊藤 英二	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
10 番 小林 尚美	11 番 近藤 好幸	12 番 佐藤 辰己
13 番 白井 隆好	14 番 鈴木 延安	15 番 高部 宏生
16 番 内藤 喜章	17 番 中島 博文	18 番 日向 勉
19 番 福井 直子	20 番 松井 一郎	21 番 水野 敏久
22 番 村田恵理子	23 番 村松 史子	24 番 渡辺 政明

7 欠席委員 なし

8 職務のため出席した者

事務局		農業企画課	
事務局長	鈴木孝昌	専門員	福井恒夫
主幹	及部祥宏	主事	森本裕之
主事	大和田拓		
主事	小口博之		

9 議事の経過

事務局	定刻を少し過ぎましたが、 ただ今から豊橋市農業委員会 12 月総会を開会いたします。 内藤会長、よろしくお願いいたします。
会 長	<あいさつ> それでは、総会を始めます。 なお、「豊橋市農業委員会総会会議規則」第 4 条の規定により、 私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 なお、議案第 66 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」で、私の同居の親族が関係する案件があるため、その 案件を審議する際には、水野会長職務代理者に議長の代理をお願いいたします。
議 長	本日は、欠席の届出はありませんが、石橋委員から遅れる旨 の届出がありました。

従いまして、現時点で出席委員は、24名中23名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認め、議席番号14番鈴木延安委員、同15番高部宏生委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、12日の書類説明会、農業委員による現地調査、及び18日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

18日の農地審査会以降、農地法第3条関係の変更、取下げ、保留等はございません。

本日は、議案の他に、議案第66号農地法第3条許可申請の番号1番2番同時申請の新規就農の案件、及び番号8番の既存の農地所有適格法人が豊橋市で新たに農地を取得する案件について、18日の農地審査会において実施した聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

18日の審査会以降、4,5条関係におきましては特に変更取下げ等はございませんが、1点5条関係について、報告がございます。5条6ページ番号10の太陽光発電の案件ですが、周辺住民と市土木管理課との調整の中で一部利用計画が変更となりました。申請地南側には3m程度の法面があり、当初の計画では法面を保護するため、法面側には土堰堤をつくり、雨水が流れないようにし、北側へ勾配をつけ道路側溝へ流す計画でしたが、南側法面に水がたまり、その影響で法面が崩れてしまうなどが危惧されるとの話が周辺住民よりありましたので、南側法面に浸透桝を設け、浸透しきれない水を集水桝で集水し既設道路側溝へ放流する計画に改めました。修正後の計画内容は周辺住民及び市土木管理課も調整済みです。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議 長

それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。

議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号14番は、私の同居親族が、申請者のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。私は、関係案件のみ一時退席し、水野会長職務代理者が議長を務めます。

それでは、「議案第66号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から14番までの14件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第66号、1ページから3ページをお願いします。

最初に、番号3番から7番及び番号9番から14番について説明します。

権利の種類は、番号3番、4番、9番から12番は使用貸借による権利の設定、番号5番から7番及び14番は所有権の移転、番号13番は賃借権の設定です。

取得目的について、番号3番は経営移譲年金を受給するため後継者に農業経営を移譲する案件、番号4番、5番、7番、9番から13番は経営規模拡大、番号6番は隣接農地を取得、番号14番は経営規模拡大のため受贈する案件です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、農機具の保有状況は、全案件とも、トラクター等大型機械を保有しており、その他必要な農機具も十分あります。従事者については、番号9番から13番は1名ではありますが、繁忙期には同居のご家族が手伝う予定です。その他の案件につきましては、すべて2名以上の農作業従事者がいます。また、番号4番5番同時申請の申請者は70歳以上の高齢者ではありますが、高齢者取得理由書が提出されており、労働意欲や健康状態に問題は

なく、後継者の存在も認められます。

また、申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、番号7番の所有農地のうち2筆は周辺同様竹林化、番号14番の所有農地のうち1筆は極小農地で法面であり、それぞれ農業委員の方に耕作に供さない土地であることを確認していただきました。その他の土地につきましては、耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われます。

第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当はありません。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第4号、取得後において常時従事するかどうかについては、全案件とも申請者が150日以上従事しています。

第5号、取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、番号4番5番同時申請の案件は許可後6,000㎡、番号9番10番11番12番13番同時申請の案件は許可後5,893㎡となります。その他の案件は、申請前から50a以上あります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に、番号1番2番同時申請の新規就農のため受贈する案件について説明します。

申請人の他1名は、同居の後継者の妻です。

権利の種類は、所有権の移転です。

次に、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、申請者の農作業暦はそれぞれ20年、10年で、農機具については、トラクター1台、トラック1台、耕運機1台所有しています。農作業は申請者2名の他に同一世帯のご家族の方2名が従事する予定で、申請者のうち1名は70歳以上の高齢者ではありますが、高齢者取得理由書が提出されており、労働意欲や健康状態に問題はなく、後継者の存在も認められます。また、申請地の全筆現地調査の結果、すべての農地を耕作できる状態です。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第4号、取得後において常時従事するかどうかについては、申請者が両者とも150日以上従事する予定です。

第5号、取得後に下限面積が50aに達するかどうかについては、許可されると5,386㎡となります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方々が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に番号8番について説明します。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請者は、公開会社ではない株式会社です。農地法第2条第3項各号の農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかについて、申請書及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、主たる事業は、さつまいも、ニンニク等露地野菜の栽培です。

第2号、構成員については1名であり、法人の行う農作業に200日従事する予定で、農業関係者の議決権割合が100%と過半数を占めております。

第3号・第4号、取締役については1名で、法人の常時従事者たる構成員であり、法人の行う農作業に200日従事しています。

よって、農地所有適格法人の要件を満たしていると思われます。

次に、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、農機具については、トラクター1台、軽トラック1台、耕運機1台、草刈機1台所有しています。農作業は代表取締役1名の他に重要な使用人として代表取締役の妻1名が従事する予定です。また、申請地の全筆現地調査の結果、すべての農地を耕作できる状態です。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第5号、取得後に下限面積が50aに達するかどうかについては、申請前から50a以上あります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

なお、許可される場合には、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、「農地等の権利の取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は、許可を取り消す」旨の条件を付けることになります。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により、番号1番から13番までの13件と番号14番の1件とを分けて審議していただくということで、進めて参りたいと思います。

それでは質疑に入ります。

まず、番号1番から13番までの13件を一括審議いたします。

それでは、質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次は、私が関係する案件のため退席いたします。

議長を水野会長職務代理者をお願いいたします。

(会長 退席)

水野会長職務
代理者

内藤会長が退席されている間、私が議長を務めさせていただきます。

それでは、番号14番の1件を審議いたします。

質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
水野会長職務

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑

代理者	を打ち切ります。 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに異議ございませんか。
委員全員 水野会長職務 代理者	「異議なし」 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。 内藤会長は復席してください。 内藤会長と議長を交替します。 (会長 復席)
議 長	続きまして、議案第 67 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 番の 1 件を上程いたします。 内容については、事務局に説明を求めます。
事務局	はい、議長。説明させていただきます。 議案第 67 号、4 ページをお願いします。 転用目的については、番号1番が農業用倉庫です。 農地種別については、農用地と判断され、農業用施設に該当します。 資力については、自己資金のみです。 信用性について、特段の疑義はありません。 転用の妨げとなる権利を有する者については、該当ありません。 遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成 31 年 2 月 1 日に着工し、平成 31 年 8 月 31 日までに完了する計画である記載があります。 他の行政庁の許可・認可等については、建築物建設のため都市計画法上の申請がされています。 農地以外の土地の利用見込みについては、申請外宅地が 465.07㎡あります。 計画面積の妥当性については、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。 宅地の造成のみを目的とすることについては、該当ありません。 周辺農地等に係る営農条件への支障については、承諾を得た旨の記載があります。 一時転用については、該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言を願います。

委員 議長 「進 行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
異議なしと認めます。
よって本案は、原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして、議案第 68 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号 1 番から 20 番までの 20 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第68号、5ページから7ページをお願いします。
権利の種類について、所有権移転は、番号1番から3番、5番から10番の一部、12番から15番、17番、18番、20番です。賃借権の設定は、番号10番の一部、11番、16番です。使用貸借による権利の設定は、番号4番、19番です。
転用目的については、番号1番、5番から10番、12番から15番、18番、20番が太陽光発電設備等、番号2番が駐車場等、番号3番、17番が車両置場、番号4番、19番が分家住宅、番号11番が店舗等、番号16番が資材置場等です。
農地種別について、3種農地と判断されるのは、番号8番です。2種農地と判断されるのは、番号1番、2番、6番、9番から11番、13番から15番です。1種農地と判断されるのは、番号3番から5番、7番、12番、16番から20番ですが、すべて許可要件である集落接続に該当します。
資力について、自己資金及び借入金は、番号1番、14番、18番です。自己資金のみは、番号2番、3番、5番、6番、8番、12

番、13番、15番、16番、20番です。借入金のみは、番号4番、7番、9番から11番、17番、19番です。

信用性については、全案件とも、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、全案件とも、該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成31年1月20日から平成31年4月1日までに着工し、平成31年2月7日から平成31年12月31日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号4番、11番、19番です。その他の案件については、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号3番は申請外雑種地が860㎡、番号7番は申請外宅地が192.03㎡、番号8番が申請外雑種地が109㎡あります。その他の案件については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号1番、3番から7番、9番、11番から13番、16番から20番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号2番、8番、10番、14番、15番です。

一時転用については、該当ありません。

以上が、許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言を願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達するこ

委員全員
議長

とし、番号2番及び10番については、農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

次の別紙資料2の議案第69号「農用地利用集積計画について」の利用権設定の番号38番から41番、60番、92番及び109番は、高部委員が。番号110番並びに農地利用集積円滑化事業の番号10番から14番及び56番は、福井委員が役員を務める農地所有適格法人が、それぞれ申請者のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。

高部委員及び福井委員は、関係案件のみ一時退席いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第69号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第69号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、10月26日、11月27日の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられ、農地銀行会長から計画策定の依頼があったもの、転貸につきましては、豊橋農業協同組合が実施する農地利用集積円滑化事業により契約を結び、計画策定の申し出があったものについて、それぞれ農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき審議をお願いするものでございます。

ただし、計画策定の依頼のあったもののうち、仕分番号9番、13番、14番、30番、48番の案件につきましては、取下げの申し出があったため、今回の議案には載っておりません。

別添資料2をご覧ください。

はじめに1ページ、利用権設定については、129件で利用権を設定する者（貸し手）が共有者を含め128人、利用権設定を受ける者（借り手）が89人でございます。農地集積のため、1人で複数の人から借りる場合がありますので、借り手の方が少なく

なっております。

内訳については(2)の表に賃借権、使用貸借権の設定期間ごとの件数、面積がございしますが、合計で129件、245筆、298,221.57㎡となります。

10a 当たりの借賃の単価、利用権設定を受ける者の経営面積の平均は(3)、(4)の表のとおりでございます。

次に2ページ、所有権移転については、2件4筆5,402㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、さる12月18日に、中島博文委員、木下忠久委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。なお、明細は6ページにございますのでご確認お願い致します。

次に3ページ、農地利用集積円滑化事業については、件数は68件で、利用権を設定する者(貸し手)が共有者を含め70人、利用権設定を受ける者(借り手)が15人でございます。内訳については(2)の表に賃借権の設定期間ごとの件数、面積がございしますが、合計で68件、134筆、131,081㎡となります。

10a 当たりの借賃の単価、利用権設定を受ける者の経営面積の平均は(3)、(4)の表のとおりでございます。

次に4ページ、農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定する案件が13件37筆30,849㎡です。なお、明細は38,39ページにございますのでご確認お願い致します。

5ページ目は利用権設定および所有権移転の集計表です。総計は212件、420筆、465,553.57㎡でございます。

7ページから26ページが農地銀行の利用権設定の明細でございますが、さる11月20日から11月28日に豊橋農業協同組合本店ほか3ヶ所において、10名の農業委員の方に審査をお願いし、全て「可」の旨のご意見を頂いております。

27ページから37ページの転貸につきましては、豊橋農業協同組合の農地利用集積円滑化事業規程に適合しているものでございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認

められること。

の各要件を満たしております。

また、農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定する案件 15 件 20 筆 16,400 m²につきましても、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、ご審議をお願いするものでございます。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

内容については、ただいまの事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により、利用権設定の番号 38 番から 41 番、60 番、92 番及び 109 番と、番号 110 番並びに農地利用集積円滑化事業の番号 10 番から 14 番及び 56 番と、それ以外の案件とにそれぞれ分けて審議していただくということで、進めて参りたいと思います。

まず、利用権設定の番号 1 番から 129 番までのうち、番号 38 番から 41 番、60 番、92 番並びに 109 番及び 110 番を除く 121 件、農地利用集積円滑化事業の番号 1 番から 68 番までの 68 件のうち番号 10 番から 14 番及び 56 番を除く 62 件、農地中間管理事業利用権設定の番号 1 番から 13 番までの 13 件、所有権移転の番号 1 番及び 2 番の 2 件、合計 198 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

高部委員は退席してください。

(高部委員 退席)

議 長

次に利用権設定の番号 38 番から 41 番、60 番及び 92 番の 7 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言を願います。

委員	「進 行」
議長	進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。
委員全員	「異議なし」
議長	異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 高部委員は復席してください。 （高部委員 復席）
議長	次に福井委員は退席してください。 （福井委員 退席）
議長	それでは、利用権設定の番号 110 番並びに農地利用集積円滑化事業の番号 10 番から 14 番及び 56 番の 7 件を一括審議いたします。 質疑に入ります。 質疑、意見のある方は、発言をお願いします。
委員	「進 行」
議長	進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。
委員全員	「異議なし」
議長	異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 福井委員は復席してください。 （福井委員 復席）
議長	続きまして、議案第 51 号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について」を議題といたします。 農用地区域からの除外及びそのことについての、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画について。 農用地区域からの除外番号 1 番から 11 番までの 11 件を一括上程いたします。 内容については、事務局に説明を求めます。
事務局	はい、議長。 8 ページの議案第 70 号について説明させていただきます。

豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、個別の除外 11 件・面積 8,265.12 m²です。

今回の案件につきましては、11 月 13 日（火）の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、11 月 19 日（月）の農地審査会において、本日の農業委員会総会の議案に付すことについて、了承を得ております。

除外案件の目的としましては、分家住宅が 1 番・3 番・6 番・7 番の 4 件、資材置場が 2 番・4 番の 2 件、駐車場・資材置場が 5 番の 1 件、店舗（ラーメン店）が 8 番の 1 件、駐車場が 9 番の 1 件、農振法第 10 条第 3 項に定める農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に該当しないことが判明したため 10 番・11 番の 2 件の計 11 件であり、内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

なお、11 月の書類説明会等にご説明差し上げました案件の内、分家住宅の案件は、事業スケジュールの見直しにより、申出書の提出はありませんでした。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第 3 条の 2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第 2 項 及び 第 4 条の 4（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設） 第 1 項 第 27 号に基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案の除外についての、農業委員会の意見は、「やむを得ない」という意見を付すことに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案についての、農業委員会の意見は、さよう決しました。

続きまして、議案第 71 号「相続税納税猶予に関して引き続

き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

事務局

番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

はい、議長。説明させていただきます。

議案第71号9ページをご覧ください。

議案第71号は継続して納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

番号1番は、畑作による経営です。特例農地の3筆はネギ等野菜の栽培、1筆は保全管理です。

番号2番は、施設園芸による経営です。特例農地の5筆はハウスにおけるシソの栽培です。

番号3番は、水稻による経営です。特例農地の1筆は水稻の栽培です。

番号4番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の2筆は水稻の栽培、5筆は大根等の野菜の栽培です。

そのうち1筆には一部に農業用倉庫が建築されていたので、その旨報告します。

この4件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、議案に記載の推進委員の皆さんに、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地は、番号1番から3番までの特例適用農地の全て、4番は2筆が該当いたしました。

以上です。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言を願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第 72 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号 1 番から 4 番の 4 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 72 号 10 ページをご覧ください。

議案第 72 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

番号 1 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 6 筆は保全管理です。

番号 2 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 10 筆はキャベツの栽培、7 筆は保全管理です。

番号 3 番は、水稻、畑作及び施設園芸による経営です。特例農地の 2 筆は水稻の栽培、11 筆はハウスにおけるキクの栽培、4 筆が保全管理です。

番号 4 番は、水稻、畑作及び果樹による経営です。特例農地の 4 筆は水稻の栽培、7 筆はネギ等の野菜の栽培、2 筆はカキの栽培、1 筆は保全管理です。

この 4 件については、議案に記載の推進委員の皆さんに現地調査をしていただいた結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地は、ありませんでした。

以上です。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言を願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

事務局

よって本案は、さよう決しました。

続きして、議案第 73 号「農用地利用配分計画案について」の番号 1 番及び 3 番の 2 件については、福井委員が役員を務める農地所有適格法人が借り受けるため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

福井委員は、関係案件のみ一時退席をいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、「議題第 73 号農地用利用配分計画案について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

はい、議長。

議案第 73 号、農用地利用配分計画案について、説明させていただきます。

農地中間管理事業についてですが、先程の議案第 69 号「農用地利用集積計画」は、土地所有者から農地中間管理機構事業を行います愛知県農業振興基金（農地中間管理機構）への貸付けになりまして、「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画を作成・決定し、豊橋市において公告することで行われます。

一方で、愛知県農業振興基金から耕作者に貸し出す場合は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項の規定により、本議案で審議する「農用地利用配分計画案」を作成し、豊橋市から愛知県農業振興基金に提示し、更に、愛知県において農地利用配分計画案を公告・縦覧することとなります。

今回の案件につきましては、7 件 37 筆 30,849 ㎡となっております。

以上の計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項で

- 1 号 計画の内容が、基本方針および事業規程に適合するものであること
- 2 号 賃借権の設定等を受ける者が、農地中間管理機構において公表されている者
- 3 号 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件、
 - イ 農用地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められること
 - ロ 事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

		の各要件を満たしております。 以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見ををお願いするものでございます。 ご審議の程、よろしくお願い致します。
議	長	内容については、ただいまの説明のとおりです。 先ほど説明しましたが、議事参与の制限により、番号 1 番及び 3 番までの 3 件とそれを除いた案件とに分けて審議していたくということで進めて参りたいと思います。 まず、番号 1 番から 13 番までの 13 件のうち、番号 1 番及び 3 番の 2 件を除く 11 件を一括審議いたします。 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言を願います。
委 議	員 長	「進 行」 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。 これより採決に入ります。本案についての農業委員会の意見は「同意する」という意見を付すことに決して異議ございませんか。
委員全員 議	長	「異議なし」 異議なしと認めます。 よって、農業委員会の意見はさよう決しました。 福井委員は退席してください。 (福井委員 退席)
議	長	次に番号 1 番及び 3 番の 2 件を一括審議いたします。 それでは質疑に入ります。 質疑、意見のある方は、発言を願います。
委 議	員 長	「進 行」 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。 これより採決に入ります。本案についての農業委員会の意見は「同意する」という意見を付すことに決して異議ございませんか。
委員全員 議	長	「異議なし」 異議なしと認めます。 よって、農業委員会の意見はさよう決しました。

福井委員は復席してください。

(福井委員 復席)

議 長

以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

はい、議長。報告させていただきます。

議案の 13 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 33 番までの 33 件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 18 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件、及び 19 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 18 番までの 18 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 22 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 23 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件については、20 年以上非農地であることの現況証明願いです。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、12 月 17 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番及び 3 番は雑種地課税、2 番は農地課税、4 番は宅地課税でした。

次に 24 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番については、登記簿地目が農地以外の土地について、農地として利用している旨の申出があり、記載の委員の皆さんに確認をしていただきました結果、現況が農地であると確認されましたので、12 月 10 日付けで 農地基本台帳に登載しました。

報告は以上です。

議 長

報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる

議案及び報告を終了いたします。

議 長

ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行
運営委員会議を開催いたします。 （午前 10 時 27 分中断）

<農地銀行運営委員会議>

議 長

総会を再開いたします。 （午前 10 時 30 分再開）
次に「人・農地プラン」の更新について説明をお願いします。

<農業企画課職員 説明>

<質疑応答>

議 長

ご質問がなければ、これで終了いたします。
次に連絡事項をお願いいたします。

<連絡事項>

議 長

その他について、何かありませんか。
なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。
委員の方は、本日配布された「資料 1」、「資料 2」及び「資料
3」並びに書類説明会資料等をその場に置いて退席をお願いします。

（午前 10 時 50 分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

平成 30 年 12 月 21 日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(14 番 鈴木 延安 委員)

議事録署名者
(15 番 高部 宏生 委員)